

令和8年度  
障害福祉サービス事業者等  
集団指導講習会（個別編）

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

居宅介護計画への従業者種別の記載について

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

# 説明する項目

- ・ 令和7年度運営指導において頻出した指導事項

# 令和7年度運営指導において頻出した 指導事項

## 居宅介護計画に派遣される従業者の種別が記載されていない。

＜留意事項通知（平18障発1031001 第二の2(1)①）＞

居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。なお、居宅介護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、**居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。**



しかしながら、作成されている居宅介護計画に従業者の種別を記載していない事業所が多くありました。

# サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて **1** <留意事項通知（第二の2(1)⑨）>

資格等種別		所定単位数の割合				
		身体介護中心型	通院等介助 (身体介護を伴う場合)	家事援助中心型	通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	通院等乗降介助
課程修了者等 初任者研修	介護福祉士	100%				
	実務者研修修了者					
	居宅介護職員初任者研修課程修了者					
課程修了者等 基礎研修	障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者	70%		90%		
	実務経験を有する者（※1）					

（※1）平成18年3月31日において身体障害者居宅介護事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。

# サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定 単位数等の取扱いについて **2** <留意事項通知（第二の2(1)⑨）>

資格等種別		所定単位数の割合				
		身体介護中心型	通院等介助 (身体介護を伴う場合)	家事援助中心型	通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	通院等乗降介助
	重度訪問介護従業者 養成研修課程修了者	(※2) 3時間未満：重度訪問介護の100% 3時間以上：638単位+30分増すごとに86単位		90%		
旧 外 出 介 護 研 修 修 了 者	視覚障害者外出介護従業者 養成研修修了者	—	70%	—	90%	
	全身性障害者外出介護従業者 養成研修修了者					
	知的障害者外出介護従業者 養成研修修了者					
	生活援助従事者研修修了者	—	—	100%		—

(※2) 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が従事した場合

# 居宅介護計画への従業者種別の記載例

## 【サービス内容】

	援助項目	時間	サービスの内容	留意事項
サービス 1				
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	<input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない) <input type="checkbox"/> 行動援護	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護	介護者種別 <input checked="" type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 居宅介護職員初任者研修課程修了者 <input type="checkbox"/> 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者 <input type="checkbox"/> ( )

※こちらは記載例ですので、必ずこの通り記載しなければならないというわけではありません。各事業所で使用している計画様式や従業者の種別の実態に合わせて明示してください。